

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令遵守を基本として、経営の透明性を高めコーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、経営環境の厳しい変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制と、株主重視の公正な経営システムを構築し維持していくことが重要な課題であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
前田 俊一	928,700	49.79
前田 美佐子	84,000	4.50
川本 嘉世子	41,200	2.21
マルマエ共栄会	35,900	1.92
日本証券金融株式会社	32,600	1.75
前田 良子	30,000	1.61
五十嵐 光栄	27,900	1.50
川口 直信	26,100	1.40
楽天証券株式会社	15,500	0.83
川本 忠男	15,200	0.81

支配株主(親会社を除く)の有無 前田 俊一

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 マザーズ

決算期 8 月

業種 機械

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 [更新](#)

当社の代表取締役である前田俊一は、当社の株式を議決権所有割合で52.90%所有しております。
当社では、取締役会を業務の遂行に関する意思決定の中核期間として位置付けており、経営に関わる基本方針や事業運営上の重要事項について審議を行っております。
当社と支配株主との間に取引が発生する場合は、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会において適正な審議の上決定し、少数株主の保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新 9 名

定款上の取締役の任期 更新 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 7 名

社外取締役の選任状況 更新 選任している

社外取締役の人数 更新 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
寺畑 幸雄	税理士								○			
梶 智和	その他								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
寺畑 幸雄	○	○	寺畑幸雄税理士事務所を開設しております。	寺畑幸雄氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士として培われた専門的な知識・経験を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
梶 智和	○	○	かこい司法書士事務所を開設しております。	梶智和氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、司法書士として培われた専門的な知識・経験を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

全委員(名) 常勤委員(名) 社内取締役(名) 社外取締役(名) 委員長(議長)

監査等委員会 3 1 1 2 社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新 なし

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員と内部監査部門である品質管理部は常に連携できる体制にあるため、監査等委員の職務を補助すべき使用人を置いていないが、監査等委員会からその使用人の設置を求められた場合は、監査等委員会と協議の上、必要に応じて設置する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査については、代表取締役社長から任命された品質管理部に所属する内部監査責任者が監査計画を立案し、内部監査担当者を選任し、定期的に監査を実施し3名体制で行っております。内部監査担当者は、業務活動全般に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等について監査を実施しており、監査結果を内部監査責任者及び代表取締役社長に報告しております。また、内部監査責任者は、監査等委員会や会計監査人とも連携しながら、業務活動の改善及び適切な運営に向けた助言や勧告を行っております。監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名で構成されており、うち1名が常勤監査等委員であります。取締役会に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の監査を実施しております。また、会計監査人や内部監査部門とも積極的な情報交換により連携をとっております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

2 名

その他独立役員に関する事項

当社は社外取締役の独立性に関する基準又は方針については特別定めておりませんが、選任に当たっては、東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考に選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役報酬制度は、株主総会で承認された範囲で取締役会で決議されております。この制度は当社が独自に考案したもので、取締役報酬に従業員満足度や会社の業績及び効率性を反映させることにより、取締役一人ひとりの当社ステークホルダーに対する責任の感応度をより引き上げ、企業価値の向上を図っております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は取締役、監査役の別に総額を開示しています。前事業年度(平成26年9月1日から平成27年8月31日まで)における報酬は、取締役4名に対し55百万円、監査役4名に対し7百万円(うち社外監査役3名、3百万円)計62百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額は、業績連動型報酬制度を導入し、「固定部分」と会社の業績に連動した「変動部分」から構成されており、「変動部分」は(1)従業員一人当たりの賞与額、(2)総資産経常利益率、(3)純資産経常利益率を所定の比率で換算し、月額報酬に反映させる仕組みとなっております。

なお、監査等委員である取締役には、制度の趣旨をふまえ、採用しておりません。

【社外取締役のサポート体制】 更新

当社の社外取締役を補佐する担当部署は管理部総務課となっており、随時情報交換が可能な状況となっております。情報交換はIT等を活用し、情報の共有を図っており、その内容は重要な社内会議の議事録をはじめ、社外とのクレーム対応なども含まれ広範囲に到ります。また、当社では取締役間の意思疎通のため、電話会議システム及びインターネット会議システムを導入しており、臨時取締役会なども弾力的に運用しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、監査等委員である取締役3名を含む計7名の取締役で構成されており、うち2名は社外取締役であります。定例取締役会を毎月開催し、議決権を付与された監査等委員である取締役を含め、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図っております。当社の意思決定の仕組みは、代表取締役もしくは取締役が取締役会での議案を起案し取締役会での審議の上、取締役会の決議により決定しております。なお、特に重要な議案については、取締役全員の全会一致の決議により決定しております。また、当社では毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会も開催しており、迅速かつ確で合理的な意思決定を図りつつ、活発な質疑応答により経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決議し、業務執行しております。監査等委員会は、監査等委員である取締役3名により構成されており、うち2名は社外取締役であります。原則として年4回開催し、必要に応じて随時開催しております。内部監査部門及び会計監査人とも随時情報交換を行い、監査の実効性と効率性の向上に取り組んでおります。さらに、当社の業務執行においては、取締役会を補完するものとして経営会議を設置しております。この経営会議は、経営戦略及び事業運営などに関する審議を行うために設置され、取締役、部長及び課長で構成されています。取締役会で審議・決議される事項のうち、特に必要なものについては、経営会議においても議論を行い、審議の充実を図っております。また、監査等委員である取締役は、この経営会議を含む社内の各種重要会議体に出席して意見を述べております。

このように、当社の経営体制は、十分な監督機能を保持しつつ、迅速な経営判断や意思決定を実現できるように配慮し、現在の体制が最適であると考え採用しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、平成27年11月28日開催の当社第28期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

この移行は、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されたことに伴い、取締役会における決議権を有する監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)を置くことにより、取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るために実施したものであります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

その他

当社は、株主総会に参加する株主数を増加する目的で、株主総会を土曜日に設定しています。
また、当社は平成23年8月期より臨時報告書での議決権行使結果の開示を行っています。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表

自社ホームページ内の「ディスクロージャー・ポリシー」にて公表しています。

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

当社は四半期決算説明会を年2回東京にて開催しています。

あり

IR資料のホームページ掲載

自社ホームページ内の「IR情報」にて過去の開示資料を含めて掲載しています。

IRに関する部署(担当者)の設置

IRを担当する部署は、管理部総務課です。IR担当役員は取締役管理部長の藤山敏久です。

その他

投資家からのお問い合わせには、積極性、継続性、公平性、適時性をもって対応いたします。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

労働環境が安全であること、従業員が敬意と尊厳をもって処遇されること、そして業務が環境責任と企業倫理に則って遂行されることを目的として、EICC(Electronic Industry Citizenship Coalition)基本方針を定めています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 重要

当社の内部統制システムの整備状況は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
企業が存立を継続していくためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識し、すべての役職員が公正かつ高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。
- イ. 取締役会は、法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要事項につき、十分審議した上で意思決定を行う一方、職務執行する取締役(監査等委員である取締役を除く。)からはその執行状況に関わる報告等を求めて経営方針の進捗状況を把握し、職務執行の適正性を管理監督する。
- ロ. 監査等委員である取締役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び職務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、必要に応じて助言・勧告、場合によっては適切な処置を講ずる。
- ハ. 経営会議は、定期的に開催し、取締役及び幹部社員による重要な意思決定と業務執行の経過に対して多面的な検討を行うとともに、相互監視を行う。
- ニ. 内部監査部門である品質管理部は、定期監査とともに必要に応じて任意監査を実施して日常の職務執行状況を把握し、その改善を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係わる情報について、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び「稟議規程」、「文書管理規程」、「情報システム管理規程」に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を含む)等が閲覧、謄写可能な状態にて維持する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理を最も重要な経営課題のひとつと位置づけ、当社固有のリスクを十分認識した上で、様々な危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行う。
- イ. 全社的なリスクの監視及び全社的な対応は管理部が行う。
- ロ. 各部門の担当業務におけるリスクは、当該部門長が責任者となりマニュアル等の整備及び徹底、必要な教育を行う。
- ハ. 取締役並びに各部門長は、個々の職務における重大なリスクの把握に努め、発見したときは取締役会で多面的な審議のうえ、適切な対策を決定し、実施する。
- ニ. 内部監査担当部署は、リスク管理の状況についても監査を実施する。
- ホ. 新たにリスク管理面で問題が発生もしくは発生が予測される場合には、取締役会に報告し、その対策を協議して是正処置を取る。
- ヘ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮の下、弁護士等を含む外部専門家を利用し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
規程の整備により、取締役の権限・責任の範囲と担当業務を明確かつ適切に定めることで、取締役が効率的に職務執行する体制を確保する。
- イ. 取締役会は中期事業計画及び各年度の予算案を決定し、各部門がその目標達成のための具体策を立案・実行する。
- ロ. 「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「決裁権限基準」により、取締役の委嘱事項を定め、委嘱した範囲において職務執行を決定し実行できる権限を委譲する。取締役は職務執行の進捗状況等を取締役会及び経営会議で報告する。
- ハ. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて組織、職制、業務分掌、決裁権限等に関する社内規程等の見直しを行い、必要な改善を行う。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
現在、子会社、関連会社に該当するものは存在しないが、将来においてグループ会社を設置する場合には、子会社管理規程を整備し、当社と同等の管理、規程・コンプライアンス基準の整備、管理、事業内容の定期的な報告と協議を行う。また会計基準についても、特定の理由がある場合を除いて、原則的に当社の会計基準に従う。
- 子会社の業務執行者による当社への報告体制、子会社の損失のリスク管理体制、子会社の業務執行の効率性を確保するための体制並びに子会社の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についても、将来子会社を設ける場合には、子会社管理規程を整備して定める。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員と内部監査部門である品質管理部は常に連携できる体制にあるため、監査等委員の職務を補助すべき使用人を置いていないが、監査等委員会からその使用人の設置を求められた場合は、監査等委員会と協議の上、必要に応じて設置する。
7. 前項の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設置した場合には、その指揮・命令等は監査等委員の下にあり、その人事上の取扱は監査等委員と協議して行う。
8. 監査等委員会の前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
前項の使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。
9. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
監査等委員の取締役会等の重要な会議への出席を、取締役及び使用人の業務執行に対する厳正な監視体制とするとともに、監査等委員会への重要な報告を行う体制とする。また、会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事実等を発見した場合は、速やかに監査等委員会に報告する。
10. 前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「内部通報規定」を定め、通報者に対して不利な扱いを禁止する。監査等委員会への報告をした者に対しても、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算内において、所定の手続きにより会社が負担する。また監査等委員は、その職務の執行に関する必要があるときは、独自の判断で弁護士、公認会計士等の専門家をアドバイザーとして活用することができる。
12. その他監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制
会計監査人と連携するとともに、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

□反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応する方針であります。

□反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、上述の方針のもと、反社会的勢力の排除に向けて、マニュアルや手順書の整備し、周知徹底並びに取締役及び使用人に対して、適宜、教育及び研修を行っております。このマニュアルや手順書には、反社会的勢力との隔絶を明記しているほか、反社会的勢力への利益供与を禁止する等、反社会的勢力との関係拒絶を徹底しております。

社内体制としては、反社会的勢力による不当要求が生じた場合の対応部署を設け、組織的対応を行うとともに、鹿児島県警、弁護士、外部コンサルティング会社等に対する相談・支援要請等を行うものとしております。

また、本社においては「出水警察署管内企業等防衛連絡協議会」に加盟し、地域企業等と警察及び鹿児島県暴力追放推進センターとの相互理解と協力により、反社会的勢力の活動や対策に関する情報収集に努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
該当項目に関する補足説明	

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制に関する体制をより整備すると同時に、経営の透明性を高めることによって、今後更なるコーポレート・ガバナンスの充実に向けて、積極的に取り組んでまいります。